

和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月24日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年8月12日午後1時35分頃、富田ふ頭内（今治市富田新港一丁目5番地）において、相手方が本市から借り受けているトップリフター（荷役機械）を運転しコンテナを運搬中、左側から出てきたフォークリフトを避けようと急ブレーキをかけたところ、当該トップリフターが前のめりに転倒し、破損した。
- 3 損害賠償額 受取額 23,941,380円

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

教育委員会委員の任命について

次の者を今治市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により同意を求める。

令和5年3月24日提出

今治市長 徳永繁樹

記

野間真美

「理由」

仁志川由香里委員の任期が令和5年3月26日で満了するので、上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（任命）

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を今治市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和5年3月24日提出

今治市長 徳永繁樹

記

木村 静夫

鳥生 伸也

村越 卓郎

石丸 真智子

近藤 貞明

越 智 洋 子

「理 由」

玉井榮治委員、木村靜夫委員、鳥生伸也委員、村越卓郎委員、石丸真智子委員、近藤貞明委員の任期が令和5年3月31日で満了するので、上記の者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方税法（抜すい）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

令和5年3月24日提出

今治市長 徳永繁樹

記

神野 恵

白石 博章

長野 好文

關 亮子

中島 智佐子

金本 ひろみ

尾 上 勝 利

渡 部 守

村 上 菊 美

八 木 千 花

「理 由」

神野恵委員、馬越義文委員、白石博章委員、長野好文委員、關亮子委員、中島智佐子委員、金本ひろみ委員、尾上勝利委員、渡部守委員の任期が令和5年6月30日で満了し、志賀啓二委員が令和4年12月31日で退職したので、上記の者を推薦しようとするもの。

「参 照」

## 人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。